明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**二四三）　一
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（**同**二四四）　二
○道路に関する件（**東北地方整備局**三三、三四）　三
○自動車専用道路を指定する件（**同**三五）　四
○道路に関する件（**関東地方整備局**七〇）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**七一）
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**七二、七三）
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二）
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**二七～二九）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四四～五〇）
○道路に関する件（**中国地方整備局**二五～二七）
○道路に関する件（**四国地方整備局**一四～一六）
○高速自動車国道に関する件（**同**一七、一八）
○都市公園の供用を開始する件（**九州地方整備局**四〇）
○道路に関する件（**同**四一、四二）
○道路に関する件（**北海道開発局**二二、二三）

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
北海道開発局公示（北海道開発局）
国家試験
平成二十二年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第二百四十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年三月四日　国土交通大臣　大畠　章宏

2の表の項の欄中「沖縄北部特別振興対策事業費」を「沖縄北部活性化特別振興事業費」に、目の欄中「沖縄北部特別振興対策事業費補助金」を「沖縄北部活性化特別振興事業費補助金」に改め、「沖縄北部活性化特別振興事業費補助金」の下の摘要の欄に「交通に関するもの（港湾局に関するものを除く。）」を除く。」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年二月七日から適用する。

○国土交通省告示第二百四十四号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年三月四日　国土交通大臣　大畠　章宏

一の1（一般会計）の表を次のように改める。

目
公営住宅建設費等補助
住宅施設災害復旧費補助
過疎地域事業補助率差額
明日香村事業補助率差額
後進地域特例法適用団体補助率差額
後進地域特例法適用団体等補助率差額
公的賃貸住宅家賃対策補助
阪神・淡路災害公営住宅等特別家賃低減対策費補助
特定賃貸住宅建設融資利子補給補助
都市再生推進事業費補助
都市防災推進事業費補助
都市・地域交通戦略推進事業費補助
市街地再開発事業費補助
都市水環境整備事業費補助
緑地環境整備総合支援事業費補助
都市公園事業費補助
都市公園防災事業費補助
古都及緑地保全事業費補助
下水道事業費補助
下水道防災事業費補助
市街地整備総合交付金
水の安全・安心基盤整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）
活力創出基盤整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）